

前金払の支払限度額の廃止について

1 概要

本市においては、前金払に支払限度額の上限を定めておりましたが、建設業者の資金調達の円滑化を図り、公共工事の適正な施工及び適正な履行の確保を図ることを目的として、令和2年4月1日以降に締結する契約について、前金払の支払限度額を廃止します。また、業務委託の前金払の支払限度額についても同様に廃止します。

2 現行及び改定

	現 行	改 定
工事	前金払の割合 10分の4以内 前金払の限度額 1億円	前金払の割合 10分の4以内 前金払の限度額 <u>なし</u>
業務委託	前金払の割合 10分の3以内 前金払の限度額 1億円	前金払の割合 10分の3以内 前金払の限度額 <u>なし</u>

3 実施時期

令和2年4月1日以後に締結する契約について適用する。